

幌延町まちづくり補助事業を活用してください

幌延町ふるさと創生資金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。

■補助事業者 幌延町

■補助対象者 町内の団体・個人及び中小企業者（一定規準以下の会社及び個人、事業協同組合等）、財団法人及び社団法人、NPO法人

■補助対象事業

事業名	事業内容	補助率	補助限度額
①産業経済振興事業	地域の特性や資源を踏まえ、本町の産業及び経済の活性化に貢献しうる自主的かつ意欲的な取り組みで、新規性又は先駆性を有する事業 (例)新製品・新技術開発、技術問題解決、事業化、施設拡充・設備導入、市場開拓・販路拡大、創業、経営革新・新分野進出などで、調査・研究も含まれます。	2/3	1,000万円
②地域活動事業	本町の歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る活動	2/3	500万円
③生活環境整備事業	うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業	2/3	500万円
④人材養成事業	地域の活性化及び国際・地域間交流等の推進を図るための派遣研修等による、リーダー養成又は海外からのリーダー招へい事業、交流事業		国内研修事業(1人) 10万円 派遣事業 国内(1人) 30万円 派遣事業 国外(1人) 70万円 招へい事業 国内(1人) 50万円 招へい事業 国外(1人) 100万円 その他 20万円
⑤イベント等創造事業	本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業	2/3	150万円
⑥町内会館整備事業	地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業	2/3	800万円

過去に補助金を利用して行われた事業の一部（これまでに、20件の事業があります）

- 平成20年度 第七町内会館整備事業
事業区分→⑥町内会館整備事業 補助申請者→第七町内会 補助金額→800万円
- 平成18年度 珪藻土加工生産工場建設事業
事業区分→①産業・経済振興事業 補助申請者→幌延砂利工業 補助金額→1,000万円
- 平成12年度 看板作成事業
事業区分→③生活環境整備事業 補助申請者→JA幌延女性部 補助金額→25万円

お申し込み・お問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話5-1111（内線222・223）

平成21年4月から新しい学習指導要領が先行実施されます

文部科学省では、平成20年3月に小学校及び中学校学習指導要領の改訂を行いました。

今回の改訂では、子どもたちに「生きる力」をはぐくむため、授業時数を増加するとともに、言語活動や理数教育、外国語教育、道徳教育などを充実しています。

新学習指導要領の全面的な実施は、小学校については平成23年度から、中学校については平成24年度からですが、平成21年度から、算数・数学・理科を中心に新しい内容を一部先行して学習します。

さらに詳しい情報は「新しい学習指導要領」ホームページ(文部科学省トップページ>トピックス)をご覧ください。

二月定例俳句会作品

幌延ほおずき俳句会

足腰の齢小出しに雪を搔く
空破れ老人苛め雪を搔く
帰省子の除雪する背ナ父に似て
雪搔きの挨拶ばかり人通る
一域の主なりけり雪を搔く
除雪車に開く路肩あり水の音
除雪車の残せし雪と格闘す
天からの賜わりしもの雪を搔く

藤岡 芙美
奥田 広吉
小林喜久美
佐藤 光朗
横山 貞雄
福田 敏
沢田 小浪
田中 徹男